

仏教における女性研究の変遷

—仏典の研究から実態の研究へ—

荒井美月

(京都女子大学大学院現代社会研究科 博士後期課程)

伝来後独自の発展を遂げた仏教は日本の文化や人々の生活に深く根付いている。仏教は教学や歴史だけでなく寺院や僧侶の社会的機能など多岐にわたって研究されており、なかでもジェンダーの視点からの仏教研究は新しい。本稿では第二派フェミニズムが起こった1970年代以降の仏教と女性に関する研究の変遷を明らかにし、そのうえで研究史には表れてこない仏教における女性の歴史を先行研究と資料からみた。

仏教と女性に関する先行研究は1970年代から2000年代にかけて活発化し、「五障説」や「八敬法」など仏典のジェンダー差別に焦点を当てたものから、女性僧侶や僧侶の妻など実践の場におけるジェンダー差別に焦点を当てたものへと変遷していった。また実践の場におけるジェンダー差別の研究ではインタビュー調査が有効であることが示されている。

仏教にはジェンダー差別が含まれると指摘されているが、日本では仏教の受容当初から女性が活躍しており、女性僧侶の存在が希薄になった時代を経て、現在では女性僧侶の大僧正補任や門主就任への道が開かれるなど、女性の宗団中枢への参画が期待されている。仏教は長い歴史を持ち、また日本仏教は宗派によって制度や教学に違いがあることから、仏典の差別だけを切り取るのではなく、仏教実践の場におけるジェンダー差別を検討していくことに仏教における女性研究の余地が残されていると指摘し結論とした。

キーワード：仏教とジェンダー、伝統仏教、女性僧侶、尼僧史

1. はじめに

538年、百済から仏像や仏典を受け取ったことをきっかけに日本に伝来したといわれる仏教は、伝来後独自の発展を遂げ、日本の文化や人々の生活に深く根付いている。仏教については教学や歴史だけでなく寺院や僧侶の社会的機能など多岐にわたって研究されてきたが、ジェンダーの視点からの研究は新しい。中世の貴族女性の仏教信仰、法然、道元、日蓮らの肯定的な女性観や女性差別の否定など歴史にみる「仏教と女性」は研究されてきたが、今を生きる女性僧侶や僧侶の妻(家族)など、実態に焦点を当てた研究は未だ充分ではない。

表1-1は1920年代から2010年代までの仏教と女性に関する論文数である。日本国内で発行された定期刊行雑誌、記念論文集、一般の論文集等の中から、インド学・仏教学に関する論文を抽出し、

その書誌情報およびキーワードを収録したインド学仏教学論文データベース (<https://www.inbuds.net/jpn/>) から女性差別・ジェンダー・尼僧・女性僧侶・寺族・五障・変成男子・女人禁制・八敬法・三従・女性の「仏教と女性」に関連する11のキーワードを入力し結果を得た。

「女性」の研究は1930年代に増加し、また60年代から90年代にかけて大きく増加したが、2010年には最盛期の半数ほどまで減少した。1930年代の項目をみると「女性」が27件、「五障・変成男子」が1件、「三従」が1件であるが、70年代には五障・変成男子が13件、女人禁制6件、八敬法2件、三従が3件と仏典における女性差別についての研究が増加している。源淳子は「1970年代の第二派フェミニズムの影響は日本の宗教にも及び、1980年代になると宗教界における女性のあり方を問題視しはじめた」(No.61:407)と指摘したが、第

表 1-1 1920年代以降の女性と仏教に関する論文数

	1920年代	1930年代	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	計
女性差別	0	0	0	0	0	0	2	19	8	2	31
ジェンダー	0	0	0	0	0	0	0	9	30	38	77
尼僧・女性僧侶	0	0	0	3	3	7	11	20	25	19	88
寺族	0	0	0	0	0	2	5	19	30	17	73
五障・変成男子	0	1	0	0	6	13	24	46	32	21	143
女人禁制	0	0	0	1	2	6	11	19	12	6	57
八敬法	0	0	0	0	0	2	2	4	3	4	15
三従	0	1	0	0	1	3	6	14	6	4	35
女性	1	27	0	1	7	32	89	165	160	67	549

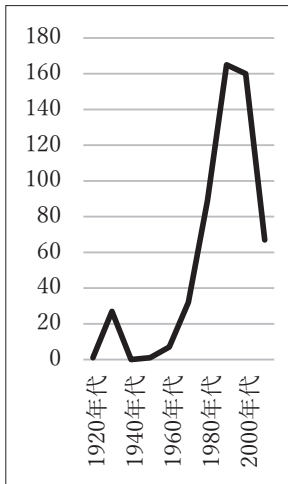


図 1-1 「女性」をキーワードとする論文数

二派フェミニズムの影響をうけ、仏教研究では70年代から女性差別について指摘しだした。

全体の傾向をまとめると、「仏教と女性」のテーマは1920年代から研究されていたが、第二派フェミニズムを契機に70年代から急増し、1990年代から2000年代にかけて活発化していった。研究数が最も多い90年代のキーワードをみると「五障・変成男子」が46件、「尼僧・女性僧侶」が20件、「女性差別」・「寺族」「女人禁制」が各19件、「三従」が14件、「ジェンダー」9件、「八敬法」4件であった。2000年代には「尼僧・女性僧侶」「寺族」が多くなり、90年代は歴史・仏典における女性が注目され、2000年代には仏教の実践の場における女

性が注目されるようになった。2010年代に入ると全体的に研究数が減少しているが、「ジェンダー」のみ増加している。

本論文では第二派フェミニズムが起こった1970年代から急増した仏教と女性の研究の動向について、テーマが仏典から実践へと変遷したことを明らかにし、併せて、近年研究が増加している実践の場における女性僧侶（尼僧）について、特に研究史には表れない歴史を先行研究と資料から概観する。

2. 仏教と女性差別に関する研究論文における論述の動向—仏典における女性研究から実践の場における女性研究への変遷—

1970年代はマスメディアより尼僧の畜髪について言及され、天台宗では寺庭婦人連合会が発足するなど、日本仏教も女性に注目していた。源淳子が「1970年代の第二派フェミニズムの影響は日本の宗教にも及び、1980年代になると宗教界における女性のあり方を問題視しはじめた」（No.61: 407）と指摘しているように、仏教の視点から女性差別について検討されるようになった。以下に研究内容を大まかなキーワードに分類しまとめた。

(1) 「変成男子」「五障」についての研究

1975年、香川孝雄による「仏教の女性観」では鎌倉時代の仏教の女性観が注目されている。香川によれば、法然是文化や社会通念上の経典への影

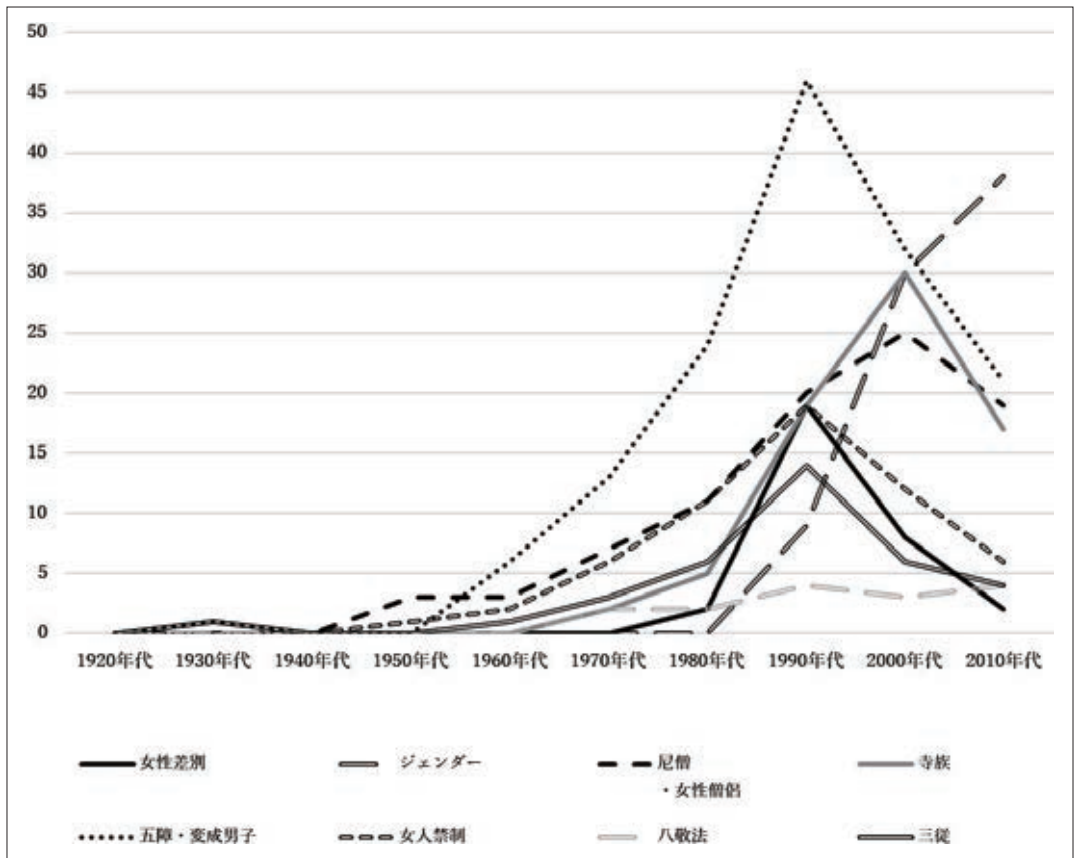


図1-2 「ジェンダー・女性差別・五障・変成男子・女人禁制・三従・女性僧侶・尼僧・寺族」をキーワードとする論文数

響を克服して男女平等を主張したが、変成男子、転女成男という中途半端な説ではなく、徹底した男女平等論であったことが特徴であり、この意味で釈尊以来の大理想は、わが鎌倉時代に至って、初めて実現されたというべきである（No.23：547）という。仏教の女性否定をはじめて克服したのは法然であり、それ以前の仏教では平等は理想であり実現していなかったと指摘されている。

1980年、岩本裕による『仏教と女性』では変成男子の考え方、仏教の教えの中に登場する女性のエピソードなどが集められた。岩本は「大乘仏典で明確に女性観を述べるものは『法華経』における女人五障説のみであり、それと同じ説が『中阿含経』および『五分律』にあり、しかも五障（あるいは五礙）のなかで四者がヒンドゥー教の所産であることを考えると、大乘仏教の女性観の背景

には大きくヒンドゥー社会の女性観があり、仏教徒はそれを意識してかしないか、いずれにせよ、本来は大乘仏教の中心思想ではない変成男子説でヒンドゥー社会からの攻撃を避け、その矛先をかわしたと考えられる」（No.12：82）と述べ、変成男子はヒンドゥーから発生しており、仏教はそれを取り入れることでヒンドゥー教との衝突を回避したのだといい、仏典の差別は当時の社会的規範などの背景を考慮しなければならないと指摘した。

1991年、中野優信（優子）が「仏教と女性学に関する覚書―「女性仏教学」の可能性について―」を著す。中野は「五障や血穢などからの女性忌避や家父長制的道徳観が仏教における否定的女性観の一因となってきた」（No.48：343）こと、また「仏教の女性観には肯定的なものはあまり存在しない」（No.48：343）ことを指摘した。同年、渡辺

宝陽は「日蓮上人と女性信徒」(No.69)を著し、日蓮による五障説や罪業説の否定と女性の仏教信仰の擁護をまとめた。

1997年以降、女人五障・变成男子への批判が相次ぐ。この頃、「均等法の実効性に疑問がもたれるようになり」(No.4:329)、仏教界では宗派の違いを乗り越えて女性差別を無くすことを目指す、僧侶の妻や女性僧侶から構成された「東海・関東ネットワーク」が設立されるなど男女平等実現に向けた動きが活発であった。1997年、大越愛子は变成男子について「問題なのは、女性が男性になることで救済されるということではなくて、それによってむしろ女性であることを否定的にとらえる見方が、正当化されてしまうことなのである」(No.18:88)とし、直接女性を否定せずに女性自身が自分の性を厭うように仕向けるような構造になっていると批判した。鶴岡瑛によれば『妙法蓮華経』提婆達多品のサンスクリット版では、龍女が男性に変わったとは書かれておらず、サンスクリット版には〈女人は垢穢にして法器にあらず〉の文言もなく、後に漢訳の段階で挿入されてくるのである(No.46:57)といい、日本に伝わった『法華経』とサンスクリット原典版との相違を指摘し、今後、漢訳された『法華経』ではなくサンスクリット原典の『法華経』を改めて解釈することで、变成男子が差別的な内容ではなくなる可能性を示した。

1999年、源淳子は变成男子について「女性の成仏の可能性を提示したものであるが、男性の性への一元化を意味している点では、明らかに男性中心であり、女性性が否定されて女性抑圧的である。しかも、この「变成男子」は、女性排除を決定づけるとともに、女性に女性であることを厭わせた点で問題は大きい」(No.60:324)と指摘した。同年、菅原征子は「信仰と女性の穢れ—血盆経信仰にみる女性の自己主張」において、「仏教は伝来当初からすでに五障や变成男子の説などの女性差別を内包していたが女性差別の実態の希薄な日本の古代社会の中では、仏教のそうした部分は表面化しなかった」(No.41:101)と述べ、仏教の女性差別は、後に注目されるようになったと指摘した。

2001年、平雅行は「仏教的な女性差別観は9世紀

後半に登場して10・11世紀に貴族社会に定着した」(No.44:62)といい、また2007年、田中雅一・川橋範子編『ジェンダーで学ぶ宗教学』が出版され、仏教・キリスト教など、世界の宗教をジェンダー差別の視点から紹介している。仏教の章は川並宏子が著し、「日本仏教では平安時代以降、「三従」「五障」が一組になった罪業観、女身を不完全として男身に変身することで成仏を求めた「变成男子」の思想、また、儒教的な男尊女卑や日本古来の神祇で女性を低く見る考え方の影響から、独自の差別感が生まれた」(No.29:30)という。同年、伊藤唯眞が『仏教における女性観』(No.11)を著し、主に鎌倉仏教宗祖たちの女人五障説・变成男子に対する否定的見解がまとめられている。

2016年、白景皓は『法華経』の变成男子について、「サンスクリット原典に基づけば、龍女の示現内容は、〈女根〉の隠滅と〈男根〉の顕現、菩薩たることであり、「变成男子」物語における龍女の〈女性の姿〉の隠匿、〈男性の姿〉の顕示、〈菩薩である自分自身の姿〉の示現という順序には、すでに述べたように、菩薩たることは性と関係しないという明確な意図が込められている」(No.55:30)そして「「变成男子」は、物語としては、龍女が菩薩たることを疑う者たちに「証明」するための装置、すなわち巧みな方便として設定されていることは明らかである」(No.55:30)とした。变成男子説は龍女の成仏に懐疑的である者への証明として説かれたという。

2017年、勝浦令子は变成男子について「大乘仏教では本来男女の固定した相がない「空」の思想から、男女の別なく救済されることを強調する。そして「五障」「女人垢穢」は大乘仏教からは否定すべき「小乗」的的女性観であり、「变成男子」はその過渡的形態であった」(No.27:199)と指摘した。五障は部派仏教にも大乘仏教にもみられるが、变成男子は大乘仏教に独自の考え方であり、大乘仏教が女性差別思想を乗り越えようと試みたことを伝えているという。

变成男子説と女人五障説は共に語られ、その具体例として初期に伝来し日本でも広く普及している『法華経』が取り上げられていることが多い。1997年以降相次いだ女人五障・变成男子について

の研究は教えそのものに対する批判が多かった。仏典・歴史における女性差別を議論するとき、仏典がブツダ入滅後に成立していることや、当時の女性観からからの影響、また漢訳の正確さが論点として挙げられる。

(2) 「女人禁制」についての研究

奈良康明によれば女人禁制は、インド、中国の五障説、三従説、変成男子思想がそのまま伝承され、女性差別の根拠となっており、その根本にある日本古来の種々な浄不浄観が山岳信仰と結びついて発生した(No.50:371)という。今回取り上げたなかでは女人禁制の発生について指摘した最初の文献で、否定的な女性観の根源は仏教として伝来した五障説、三従説にあり、山岳信仰と女性の浄不浄観が合わさることで女人禁制が発生したという。女人禁制については現在でも仏教の女性差別の具体例として挙げられ、その発生の理由について議論が続いている。牛山佳幸は1996年著した『「女人禁制」再論』において、女人禁制の発生事由をめぐる仮説を「1、血の穢れに対する不浄観、2、仏教の戒律(不姪戒)、3、仏典に見える女性蔑視思想、4、日本民族に本質的に根差すもの」(No.14:75)のおよそ4つに分けた上で、仏教の戒律によって女人禁制が発生したとする説が有力だとしている。日本においても僧寺と尼寺の区別、つまり男性僧侶と女性僧侶に対する異性禁制、僧寺は女人禁制であり、尼寺は男子禁制であったが、尼寺が衰退し、僧寺が残った結果、女人禁制が維持されたとする。女人禁制は日本仏教に特有のものであり、その発生理由として妥当なものは尼寺の衰退に伴いの結果男性禁制も消失し、女人禁制のみが今に伝わるのだという。

牛山佳幸による2001年の論文によれば、女人禁制(女人結界)は従来の説では平安時代以降、主として触穢思想(とくに血の穢れ)の影響によって「始まった」とする見解が主流であったが、実は女人禁制はもともと仏教の戒律(不姪戒)に由来するもので、出家者の性行為を未然に防ぐために、僧寺では女人禁制を、尼寺では男子禁制を遵守させたことに起因していた(No.15:11)という。平雅行によれば女人結界は古代から中世への転換期

に日本社会が生み出した、独自の歴史的生成物である(No.44:72)という。当初は女人結界の目的は女性排除ではなかったが、後に尼寺が急激に衰退し、家父長制の形成とケガレ観の展開のなかで女性排除の目的も追加され、今日まで残っているという。

2002年、鈴木正崇が『女人禁制』を著し、「比叡山などの山岳寺院を擁する聖地は、一定の領域や施設を女人禁制とし、特定の儀礼への参加を許さず、奈良の東大寺大仏殿や、薬師寺や法隆寺などの諸大寺の金堂も女性の立ち入りを認めなかった」(No.43:2)とし、男性でも一年中いつでも山に登れたわけではなく、登拝時間が決まっていた、山開きから山閉めまでの間のみ登ることを許されたのであり、しかも事前の厳格な精進潔斎が必要とされ、山岳への立ち入りは女性だけでなく男性も規制され、女性には空間の制限、男性には時間の制限として表出したことを忘れてはならない(No.43:4)と述べた。「聖域」では女性だけでなく、男性も規制されたことに留意するべきであり、男性は精進潔斎のうえで指定された時間に入山できたが、女性は入山できなかったことから、男性には制限、女性には禁制であったという。

2000年代に多く議論された女人禁制だが、発生した理由では国分尼寺の衰退によって僧寺における女人禁制が残ったとする説が有力で、比叡山や高野山など山岳修行の中心から広まったとされる。現代、大峯山の女人禁制が有名であるが、それ以外でも寺院の内陣や堂宇などでは規定はないが意識の中に女人禁制がいきている可能性があり、これは実態における女性研究の課題である。

(3) 言説「けがれ」についての研究

平雅行によれば仏教の女性差別は飛鳥・奈良時代には日本社会に受容されなかったが平安中期以降、家父長制の形成とケガレ観の展開のなかでそれが受容され、やがてその差別はより露骨で醜悪なものとなし、そしてそのなかで差別的救済論が繰り返し語られ、室町・戦国・近世と時代が降るにつれて、ますます深刻なものとなっていった(No.44:91)という。伝来当初から仏教には差別が含まれていたが、当初には受容されなかったと

いくつかの研究で指摘されている。

2007年、伊藤美妙は仏教の女性観に言及し、特に触穢思想の女性たちへの広がり注目した。伊藤によれば「平安以降触穢思想は民衆にも広がり、男性の穢れを受けることが女性の役割だという解釈が広がり、その解釈の流布を後押ししたのは15世紀ごろ広まった血盆経であった」(No.10:315)といい、偽経とされている血盆経であってもその影響力から重要視している。

変成男子説の成立背景にみられるように仏教は当時の社会から影響を受けるため、ケガレ観の形成もまた欠かせない論点となる。

(4) 「尼僧・比丘尼」についての研究

1989年、大隅和雄・西口順子編『シリーズ女性と仏教 1. 尼と尼寺』が出版される。勝浦令子、竺沙雅章、御子紫大介、白井優子、大江篤、土谷恵、牛山佳幸らが女性と仏教というテーマで論考し、日本の歴史上に登場する淳和皇后正子内親王や光明子の信仰、また歴史上に確認できる日本の尼僧の活動について言及する。なかでも白井優子は、奈良から平安にかけて仏教が男性中心に変化していく様子を詳細に検討する。白井によれば当初は僧尼と並称されたが国分寺尼寺が衰退すると同時に山岳修行を課す真言・天台宗が展開し、延暦寺・金剛峯寺・神護寺・海印三昧寺・安祥寺・元慶寺・禅林寺は籠山修行には具体的に女性排除の条項が記してあるように女性の修行の場がなくなり、女性の仏教信仰は檀越など施主となることで深められることが一般化した(No.40:105-139)という。また「9世紀ごろの修行僧の禁止事項として女性が挙げられているが、尼の規定がないことが大きな問題だ」(No.40:112)と指摘し、歴史的研究のなかでも尼の規定という現代の日本仏教にも共通する問題に言及した。

1995年、中野優子が「曹洞宗における世襲制と僧侶の婚姻—女性学的視座による考察—」を著し、曹洞宗では制度上の差別はなくなったが実際の格差は是正されておらず、さらに男性僧侶の身内である寺族は制度が整えられたのに対しもともと少数派の尼僧は宗門から放置され、さらに平等の理念を取り間違えた「尼」の文字の排除によりその

存在は一層希薄になっている(No.47:646-647)ことなど明らかにした。1995年当時では、曹洞宗の僧侶は制度上、男性と女性間の格差はなくなっているが実際には差異が残っていることを指摘した。これは実践の場における女性に焦点を当てたものであり、尼僧・女性僧侶、寺族、特に僧侶の妻についての問題を包括して述べている。

リタ・グロスは1990年の論文において「比丘尼のすべてを比丘の下位に置く戒は、律(vinaya)の一部として尊重するべきではあっても、廃止されなければならない。仏教文化全体に固有の、教育・経済保障・権限などの水準に関する比丘と比丘尼との恐るべき不平等は、即刻廃止されなければならない」(No.68:66)と指摘した。実践における女性の課題では宗派ごとに取り組み始めた背景や進捗、対応が異なるため宗派別に研究する必要があるだろう。

(5) 「僧侶の婚姻」「寺族」についての研究

正田精俊は1983年、明治期に寺庭形成の肯定派の中心となっていた中里日勝の文献に注目した。正田によれば中里日勝は仏教宗団の風潮であった表面上の戒律遵守と裏面での隠妻実施という曖昧な行為では世間の誹謗を受けるのは当然であると嘆き、その屈辱を除去するには寺族の既成化しつつある現状を認識して、結局宗制上妻帯公許をもって名分を明かす以外にないことを強調したかったものと思われる(No.5:190)といい、明治4年の太政官布告以前から妻帯している僧侶が多数派となり、妻帯に対する世間の批判があるなかで中里日勝ら寺庭形成推進派は、僧侶の妻を隠し続けるよりも公認して寺院に相応しい寺庭婦人を迎え、住職とともに仏教の興隆に努めた方がよく、宗が僧侶の妻帯を公認することが解決の道であると主張したという。日蓮宗ではかなり早い段階で僧侶の妻帯について議論されており、教学研究が主流のなかで寺族形成推進を取り上げた点で注目したい。

中野優子は1995年、曹洞宗の世襲制と婚姻に言及し、日本の仏教の特徴は男性僧侶の婚姻・世襲が社会に受け入れられていることである(No.47:644)といい、また「男性僧侶と男性僧侶中心の

宗門において、「寺族」や尼僧に関する問題は、これまで個人的な問題、女性の側の問題としてしか意識されてこなかったが、実は男性僧侶による婚姻と世襲制の進展によって生じてきたのであり、これらの問題を惹きさせた主因が、日本仏教界を永く支配してきた男性僧侶の意識にあるということ、我が国の僧侶、特に男性僧侶は深く認識しなければならないだろう」(No.47:645)と指摘した。中野は男性僧侶の婚姻は当然のものとなったが、それは寺院を世襲制で継承することの利便性が高いことや、寺族の存在は男性僧侶にとって分業の観点から都合のいいものであった(No.47:646)からだとして指摘し、曹洞宗では寺族の制度は整備が進んでいるものの、寺族は住職を補佐し、寺門の興隆、住職の後継者の育成及び檀信徒の教化につとめなければならないと明記されている(No.47:646)ことなど性別役割分業を批判した。

2002年、熊本英人は「近代仏教教団と女性(2)」にて明治以降の僧侶のあり方の男女差について言及した。近代の仏教教団では「男性僧侶は妻帯し世俗化が進み、女性僧侶は出家主義をつらぬく傾向となった」(No.33:76)とし、明治以降に生じた男性僧侶と女性僧侶の婚姻における差異を指摘した。2006年、宇都宮恵禎が「男女共同参画」準備段階「曹洞宗寺族相談窓口」を訪問して」を著す。宇都宮によると寺族問題が大きく表面化したことで曹洞宗では寺族相談窓口の設置を計画することになったという。2019年、丹羽宣子が『僧侶らしさ』と『女性らしさ』の宗教社会学—日蓮宗女性僧侶の事例から—を著す。特に日蓮宗の女性僧侶に注目し、インタビュー調査結果をまとめている。丹羽は「(女性僧侶の)人生の過程において意味づけが更新されるもの、葛藤の生じる場面での個人の振る舞い、それらを連続的な時間の中でとらえ、また生活者としての経験が宗教活動に流入していく場面の理解を目指すために」(No.54:61)、日蓮宗の女性僧侶を対象に調査を行い、「日蓮宗の女性僧侶のライフヒストリーを再構成することによって彼女たちの生きる宗教的意味世界の解明と、そこで彼女たちが果たそうとする宗教的役割を考察」(No.54:191)した。

(6) 仏教と「女性学」「フェミニズム」「ジェンダー」についての研究

源淳子によれば1984年、研究会・日本の女性と仏教が発足(No.62:42)し、8月には研究会「日本の女性と仏教第1回セミナー」が開催された。また1986年12月には真宗大谷派における「女性差別を考えるおんなたちの会」が発足し、仏教界内部からのフェミニズム運動の先駆けとなる(No.61:42)など、仏教研究のなかの女性への注目の高まり、研究活動以外の仏教教団への第二派フェミニズムの影響をみることができる。

1990年、日本において仏教と女性をテーマとし学会が日本仏教会によって開催され、学会誌『日本佛教学會年報 第56号—佛教と女性—』が刊行される。それまでも女性学的視座からの仏教研究がなされていたが、研究者が一堂に会し討論する機会がなかったことから開催が決定されたという。学会誌のなかで、仏教経典を研究する梶山雄一は、仏教と女性という研究テーマについて「フェミニズムは近代の政治、経済に関わることなので、超歴史的、出世間的な仏教の本質ではなく、その世俗的現象面にのみ関わる」(No.25:231)と指摘した。女性学的視座から仏教を論ずる場合、世俗的現象面のみ対象になりうる、との指摘は、仏教が超歴史的であり数々の文化圏を経て日本に伝来したという性質から画期的であった。しかし仏教の世俗化については、例えば疋田精俊が「日本仏教の底流に伝来当初から少なからず伝来当初から世俗化の兆候があったことは否定できない」(No.5:169)と述べているなど、仏教の世俗化とは何か、詳しく検討するが必要であるため注意しなくてはならない。

2000年以降は仏教の実践の場におけるジェンダーについての研究が増えていく。2004年に出版された東海・関東ネットワーク編『ジェンダーイコールな仏教を目指して』には仏教教団内部からの告発を含む著作が収録されている。2014年のモニカ・シュリンプフ(Monika Schrimpf)による「尼僧の目から見た現代日本仏教」では、伝統仏教宗団の女性教師養成課程が明らかにされ、また日蓮宗の女性僧侶に対するインタビュー調査から「日蓮宗内部での女性教師が持つ不安、自身の欠如は

男性教師との不平等感に基づいている」(No.64:89)との指摘がなされている。

2018年、丹羽宣子による「日蓮宗に見られる女性僧侶の多様性」では、日蓮宗の僧侶養成では女性が有髪のまま修了し教師補に補任される「補教信行道場」が2001年まで存在し、これは1950年の「補教制度」によって設置されたものである(No.53:117)ことが明らかにされた。また女性僧侶が直面する困難として「男性僧侶は寺庭婦人からのサポートが期待できるが、女性僧侶は住職と寺庭婦人ふたつの役割をこなさなければならない場合が多い」(No.53:121)と指摘されている。

2019年に出版された那須英勝・本田彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書8 現代日本の仏教と女性—文化の越境とジェンダー』のなかで、マーク・ロウは女性僧侶の研究では養成過程や規定を明らかにするだけでなく、性別役割規範は社会のジェンダー観に影響されることからインタビュー調査を基に綿密な分析が必要とされると指摘した。

以上仏教と女性に関する研究は、五障説や八敬法など經典のジェンダー差別に焦点を当てたものから女性僧侶や僧侶の妻の実態など実践の場におけるジェンダー差別に焦点を当てたものへと移行し、実践の場におけるジェンダー差別の研究ではマーク・ロウや丹羽宣子が示しているようにインタビュー調査が有効である。ここまで、第二派フェミニズムを契機に活発化した仏教における研究をまとめた。次章では仏教が伝来して以降の仏教と女性について特に研究史には表れない歴史に注目し、概観する。

3. 仏教実践の場における女性僧侶・尼僧の歴史

表3-1から1970年以前の仏教実践の場における女性僧侶・尼僧の歴史をみていく。584年、日本で初めての出家者が誕生したが、「司馬達等の娘嶋(善信尼)ら3人の女性」(No.26:7)であった。勝浦令子や伊藤美妙によれば、古代の日本で信仰されていたシャーマニズムでは女性が活躍しており、「日本伝来直後の仏教の指導者はファミリーシャーマンの要素を受け継いでいた」(No.10:298)という。また勝浦によれば善信尼らは「正

式な受戒をした比丘尼になるために学問尼として百済に留学し、正式な戒律を受け、その後多くの尼の指導者となった」(No.26:7)という。古代の女性僧侶について平雅行は「量的にも尼の数は多く、推古32(624)年の僧尼の調査によると、寺が46、僧が816人、尼が569人、計1385人だったと記されている」(No.44:58)とし、考古学の発掘成果から信憑性が高い記録であり、「尼の割合は全体の41%、つまり4割あまりを占めていたことになり、驚くべき数字である」(No.44:58)と述べているように女性が活躍していた。

645年の仏教興隆の詔により僧侶と寺院の制度が整えられ、国家的な仏教信仰が確認できるが、伊藤美妙によれば717年女性僧侶に対して寺院定住の詔が出されるなど、女性僧侶に対して男性僧侶とは異なる制度が設けられ、女性僧侶の地位は低下していった(No.10:300)といい、「(古代)女性僧侶と男性僧侶は対等な関係だったと考えられているが、奈良時代の東大寺大仏殿の法要あたりから、徐々に国家的な法要に女性僧侶が出席しなくなるなど、表舞台から女性僧侶の排除が進んだ」(No.10:300)としている。勝浦令子もまた「752年4月大仏開眼供養会・東大寺大仏殿開眼法要が男性僧侶の出仕でのみ執行され、ここから女性僧侶の活躍の場が狭まっていった」(No.26:36)としており、仏教の受容からおおよそ200年で女性僧侶の地位は低下し始めたと考えられる。

女性天皇の時代が終わるとさらに女性僧侶の地位の低下は加速し、難波美緒によれば「光仁天皇や桓武天皇は、称徳天皇と道鏡の時代の政策を次々に払拭していき、また桓武天皇は、8世紀の時代には独自の基盤を持っていた皇后の地位を制限し、宮廷における女性の役割を縮小させ、仏教制度でも男性の僧を主とする政策を推し進めていった」(No.52:26)という。さらに9世紀頃、最澄・空海の時代には女人禁制が誕生し、「延暦寺・金剛峯寺・神護寺・海印三昧寺・安祥寺・元慶寺・禪林寺において籠山修行には具体的に女性排除の条項が記された」(No.40:111)ように、特に平安仏教宗団では女性僧侶が存在していた可能性はほとんど無い。白井優子は慈覚大師円仁と淳和皇后内親王は天台宗の大乗戒壇と同等の尼戒

壇を円仁の指導の下に設立しようとした(No.40:115)ことを挙げ、「出家在家の区別を強調したというのが本当であれば、山岳修行の段階で欠落する尼に対して、教団中枢に参画するような尼の養成であるといえる尼戒壇設立の可能性は低いとみななければならない」(No.40:116)と指摘する。

伝来当初の仏教において女性は指導者になるなど活躍していたが、仏教受容から約200年後、女性僧侶の地位の低下と排除がはじまり、女性天皇の時代の終焉と山岳修行と共に拡大した女人禁制が仏教中枢からの女性排除に拍車をかけた。9～11世紀ごろには女性が男性よりも罪深いとする五障説が広まることにより、僧侶以外の女性も否定的な女性観による影響を受けた。

鎌倉時代に新宗派を開創した法然、道元、日蓮らの仏教による女性差別の否定は有名である。『大日本史料』によれば1249年、叡尊が法華寺において12人の女性に大比丘尼戒を授けた(No.0:135)という。勝浦令子によれば叡尊は「男女問わぬ救済のため、光明真言会を盛んに行い、11世紀半ばから光明真言を誦持した女性五障を克服できるといふ説を成立させた」(No.26:60)という。1245年には尼僧信如が奈良県に正法尼寺を開創し、また1274年には中宮寺を再興したといい、鎌倉時代の女性僧侶に関する史料は数が少ないが、断片的に尼寺の復興や女性僧侶の誕生が確認できる。

明治維新以降、日本仏教は大きく変容した。1872年4月の「僧侶の肉食妻帯勝手たるべし」との太政官布告、同年3月27日の寺社仏閣の女人禁制解除、1873年女性僧侶に対して蓄髪、肉食、縁付(婚姻)が許可されたことはその影響力から女性と仏教の先行研究でも注目されている。影山教俊によれば僧侶の婚姻を許可する太政官布告は「僧尼令にあった禁止事項を削除したに過ぎず、仏教の世俗化を促す目的ではなかった」(No.24:268)というが、熊本英人は「太政官布告によって男性僧侶は在家化し、女性僧侶は出家主義を維持した」(No.33:75)といい、婚姻の面でも男性僧侶と女性僧侶の間に差異があり、男性僧侶は特に在家化が進んでいることを指摘している。僧侶の婚姻が一般的になると僧侶の妻は女性僧侶よりも数が多いため、曹洞宗を事例に研究する中野優

子は男性僧侶の身内である寺族は制度が整えられたのに対し、もともと少数派の尼僧は宗門から放置され、さらに平等の理念を取り間違えた「尼」の文字の排除によりその存在は一層希薄になっている(No.47:646-647)と指摘している。

明治維新以降の女性僧侶の歴史では、曹洞宗での女性差別撤廃に向けた動きが有名であり、1925年「駒大へ初めて尼僧の聴講が許可された」(No.16:362)ことに始まり、1952年には「曹洞宗新宗制が公布され、尼僧の弟子への得度と伝法が許され、男僧・尼僧の差別が撤廃される」(No.16:366)に至った。曹洞宗では1925年時点で女性僧侶が存在したことが確認できる。また真宗本願寺派では1931年に「西本願寺において最初の女性僧侶の得度式が行われ、23名の女性僧侶が誕生」(No.70:119)したことが明らかにされている。筆者は日本天台宗の女性僧侶に焦点を当てて研究しているが、天台宗の尼僧史として特筆すべきは中島湛海師についてである。中島湛海師は天台宗のデータベースによれば香雪院住職中島秀湛¹⁾師を師僧に毘沙門堂門跡僧正奥田公昭師を戒師として1925年に得度出家している(No.2)。40年には天台宗京都教区香雪院住職に就任し、51年10月5日に天台宗で女性初の登壇受戒を受け、88年4月21日に天台宗で女性初の僧正に補任された(No.2)。

日本では仏教受容当初から女性僧侶が活躍しており、地位の低下や中枢からの排除を経て近代には大僧正に到達する者も現れた。

2章において、インタビュー調査から実線の場合におけるジェンダー差別を検討することが有効であると指摘した。本章でみたように、実際に女性僧侶の活躍が期待される一方で、宗団の制度や僧侶養成に言及する研究は少なく、今後の課題である。

4. おわりに

日本仏教における女性研究は、第二派フェミニズムを契機に2000年代にかけて活発化し、「五障・変成男子」など、仏典におけるジェンダー差別に焦点を当てた研究が多く行われていたが、次第に女性僧侶や僧侶の妻の実態など、仏教実践の場に

におけるジェンダー差別に焦点を当てた研究が増加してきた。仏教にはジェンダー差別があると先行研究で指摘されているが、仏教は成立以降長い歴史を持ち、また日本仏教においては宗派によって制度や教学に違いがあることから、仏典の差別だけを切り取るのではなく、仏教実践の場におけるジェンダー差別を検討していくことで仏教における女性研究はさらに発展していくだろう。

〈注〉

- 1) 中島秀湛師は香雪院を尼寺として再興した女性僧侶であるが、詳細は不明。

〈参考資料〉

1. 天台宗務庁編『布教師手帳』より年表
2. 中島湛海師について (2021年10月18日天台宗にて確認済)
3. 仏教史学会編『仏教史研究ハンドブック』法蔵館 2007年

〈参考文献〉

4. 朝倉むつ子「男女雇用均等法」井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学辞典』岩波書店 2002年
5. 正田精俊「明治仏教の世俗化論—中里日勝の寺族形成—」『智山学報32輯』1983年 pp.169-190
6. 阿部龍一「『平家納経』と女性の仏教実践」張龍妹・小峯和明編『東アジアの女性と仏教と文学』勉誠出版 2017年
7. 飯島忠道「蹴っ飛ばしたい現実」東海・関東ネットワーク編『ジェンダーイコールな仏教をめざして』朱雀書房 2004年
8. 池本裕行「人口減少社会における地方寺院経営の現状—高野山真言宗和歌山宗務支所を事例として—」『高野山大学密教文化研究所紀要第32号』2019年
9. 石田瑞磨「鑑真について」印度学仏教学研究『印度学佛教学研究第6巻第2号』1958年
10. 伊藤美妙「仏教における女性観の変遷」日蓮宗研究所『現代宗研究41号』日蓮宗宗務院 2007年3月
11. 伊藤唯真『仏教における女性観』浄土宗出版 2007年8月25日
12. 岩本裕『仏教と女性』第三文明社 1980年
13. 鶴飼秀徳『寺院消滅 失われる「地方」と「宗教」』日経BP社 2015年
14. 牛山佳幸「『女人禁制』再論」日本山岳修験学会編『山岳修験通号17』1996年11月 pp.1-11
15. 牛山佳幸「平安時代の『女人禁制文書』について」『上田女子短期大学紀要(25)』pp.11-19 2001年
16. 宇都宮恵祐「『男女共同参画』準備段階「曹洞宗寺族相談窓口」を訪問して」日蓮宗現代宗教研究所編『現代宗教研究』2006年3月 pp.353-366
17. 横超慧日「仏教と女性」『大谷学報44巻3号』1965年3月 pp.68-70
18. 大越愛子「女性と宗教」岩波書店 1997年
19. 大鹿実秋「大智度論の女性観」日本印度学佛教学会『印度学佛教学研究通号38』1971年
20. 大隅和雄・西口順子編『シリーズ女性と仏教 1. 尼と尼寺』
21. 岡野治子「宗教と差別」諏訪春雄編『現代日本緒宗教事情』勉誠出版 1999年
22. 江原由美子「日本のフェミニズム」井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学辞典』岩波書店 2002年
23. 香川孝雄「仏教の女性観」日本印度学佛教学会『印度学佛教学研究23巻2号』1975 pp.542-549
24. 影山教俊「明治時代の歴史年表から読みとる日本の仏教文化の変化について—日蓮宗に見る教団から宗団への過程について—」日蓮宗宗務院発行『現代宗教研究(43)』2009年3月 pp.259-305
25. 梶山雄一「仏教におけるフェミニズムとアンティフェミニズム」日本仏教学会『日本仏教学会年報第56号—仏教と女性—』1991年
26. 勝浦令子『日本史リブレット16 古代・中世の女性と仏教』山川出版社 2003年
27. 勝浦令子「7 女性と仏教」佛教学会編『仏教史研究ハンドブック』法蔵館 2017年
28. 金子昭「厳しい現状に直面する伝統仏教寺院」『グローバル天理第1号』2011年
29. 川並宏子「1 仏教」田中雅一・川橋範子編『ジェンダーで学ぶ宗教学』世界思想社 2007年
30. 金英順「朝鮮時代の女性と仏教—比丘尼礼順の仏法修行を中心に—」張龍妹・小峯和明編『東アジアの女性と仏教と文学』
31. 木村中一「三乗」寶陽監修『法華経の事典』東京堂出版 2013年
32. 窪田和美「真宗寺院における住職と坊守の役割—第8回宗勢基本調査からみる坊守の多面的活動—」龍谷学会『龍谷大学論集第468号』2006年7月31日 pp.118-146
33. 熊本英人「近代仏教教団と女性(2)—曹洞宗における尼僧—」『駒沢大学部教学部論集35』2004年
34. 小林圓照(編)『日本佛教学會年報 56號』1991年

- 5月20日
35. 栗原淑江「仏教史における女性の問題—日蓮の女人成仏論を中心に—」『東洋学術研究通巻148号41巻1号』2001年
 36. 小林奈央子「ロマン化されたイメージに抗う、日本における霊山と女性修行者」川橋範子・小松加代子編『宗教とジェンダーのポリティクス—フェミニスト人類学のまなざし』2016年
 37. 櫻井義秀・川又俊則編『人口減少社会と寺院—ソーシャル・キャピタルの視座から』2016年
 38. 佐々木閑『出家とは何か』大蔵出版 1999年
 39. 定方晟「仏教における階級観と女性観」宮田登編『大系仏教と日本人 8 性と身分』春秋社 1989年
 40. 白井優子「平安時代初頭の仏教と女性」大隅和雄・西口順子編『尼と尼寺』平凡社 1989年
 41. 菅原征子「信仰と女性の穢れ—血盆経信仰にみる女性の自己主張」女性と仏教 東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー』朱雀書房 1999年
 42. 菅原征子『近世の女性と仏教』吉川弘文館 2019年7月10日
 43. 鈴木正崇『女人禁制』吉川弘文館 2002年
 44. 平雅行『親鸞とその時代』法藏館 2001年
 45. 田上太秀『仏教と女性—インド仏典が語る』東京書籍株式会社 2004
 46. 鶴岡瑛「未法史観と女性差別について」女性と仏教 東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー』朱雀書房 1999年
 47. 中野優子「曹洞宗における世襲制と僧侶の婚姻—女性学的視座による考察—」『印度学佛教学研究第43巻2号』1995年3月 pp. 644-647
 48. 中野優信「仏教と女性学に関する覚書—「女性仏教学」の可能性について」駒澤大学仏教学部『駒澤大学仏教学部論集 (22)』1991年10月 pp. 338-346
 49. 中村生雄『肉食妻帯考』青土社 2011年11月30日
 50. 奈良康明『新版日本の仏教を知る辞典』奈良康明編著 1994年
 51. 名和清隆「地域変動と仏教寺院—特に「過疎化」による寺院への影響—」大正大学『大正大学研究紀要100』2015年
 52. 難波美緒「延暦年間後半における仏教政策の展開—主に桓武天皇と施暁の関係を契機として—」早稲田大学総合人文科学研究センター『WASEDA RILAS JOURNAL』No.4(4) 2016年10月
 53. 丹羽宣子「日蓮宗に見られる女性僧侶の多様性」『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究年報 (11)』2018年9月 pp. 114-124
 54. 丹羽宣子『〈僧侶らしさ〉と〈女性らしさ〉の宗教社会学—日蓮宗女性僧侶の事例から—』見洋書房 2019年
 55. 白景皓「法華経提婆達多品「变成男子」の菩薩観」東洋文化研究所所報第20号 2016年4月
 56. 林行夫「タイ仏教における女性の宗教的地位についての—考察—」『DD ニュースレター=DD News letter』1987年2月9日 pp. 41-18
 57. 平川彰『インド・中国・日本仏教通史』株式会社春秋社 1977年
 58. マーク・ロウ「仏教人類学とジェンダー—女性僧侶の体験から—」那須英勝・本田彩・碧海寿広編『龍谷大学アジア仏教文化研究叢書 8 現代日本の仏教と女性—文化の越境とジェンダー』法藏館 pp. 169-234
 59. 松野純孝「鎌倉仏教と女性」日本印度学佛教学会『印度学佛教学研究通号20』1962年3月31日 pp. 648-660
 60. 源淳子「仏教の女性性否定」印度学佛教学研究所第三十八巻第一號 1999年
 61. 源淳子「フェミニズムと仏教」井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学辞典』岩波書店 2002年
 62. 三好和美「寺庭婦人の現状、そして未来」日蓮宗宗教研究所『教化学研究 2 現代宗教研究第45号別冊』2011年3月 pp. 11-15
 63. 目黒依子「国連世界女性会議」井上輝子、上野千鶴子、江原由美子、大沢真理、加納実紀代編『女性学辞典』岩波書店 2002年
 64. モニカ・シュリンプフ (Monika Schrimpf) 「尼僧の目から見た現代日本仏教」『立教大学ジェンダーフォーラム年報15号』2014年 pp. 79-90
 65. 矢野治世美「浄土真宗の尼講について—紀伊国の事例から—」『部落解放研究 No.197』2013年3月
 66. 吉田一彦「女性と仏教をめぐる諸問題」光華女子大学・光華女子短期大学真宗文化研究所『日本史の中の女性と仏教』1999
 67. 吉野瑞恵「平安時代における女性の罪をめぐる言説の流布と受容—願文を起点として—」『駿河大学論叢第45号』2012年
 68. リタ・グロス (訳) 安富信哉「法に性別無し—仏教における性と解放—」大谷大学真宗総合円救助研究紀要第七号 pp. 47-70 1990年2月
 69. 渡辺宝陽「日蓮上人と女性信徒」日本佛教学術学会編『仏教と女性』平楽寺書店 1991年
 70. 渡辺典子「女性僧侶の誕生」女性と仏教 東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー』朱雀書房 1999年

表2-1 1970年以降の仏教における女性研究の変遷

日本史・一般仏教史・天台宗史 ※日本以外での出来事は内容の後ろに()で場所を示した		仏教女性史・尼僧史		仏教と女性についての研究史 (経典・歴史上の仏教に焦点を当てた研究)		仏教と女性に関する研究史 (教団の実態などに焦点を当てた研究) ・少子高齢と寺院についての研究	
				1962	松野純孝「鎌倉佛教と女性」を著す 松野は鎌倉仏教が民衆の仏教といわれていることに着目し、鎌倉仏教の宗祖たちの肯定的な女性観に言及(No.59)		
1963	慈覚大師千百年遠忌法要執行						
1964	東京オリンピック開催 天台宗布教師連盟発足(No.1)						
1965	延暦寺横川に比叡山行院落成(No.2) 第251世即真周湛天台座主、中国天台山参拝(No.2)			1965	横超慧日、「仏教と女性」を著し、①比丘尼教団成立の事情、②女人不成仏を含む五障説について、③理想の世界である浄土に女性がいないこと、の3つに言及。①、②については当時の社会的通念や文化の影響をうけており仏教独自の教えでないと結論。③については仏身の三十二相、女性自身の女身への厭いをその背景とした(No.17)		
1969	「一隅を照らす運動」の推進を始まる						
1970	万国博覧会開催(大阪) 田中美津らがウーマン・リップ運動を展開し、これが日本における第二派フェミニズムの端緒となった(No.22:695)	1970	曹洞宗、第二回宗議会において、人材養成の一貫としてついに宗制上における男僧・尼僧の差別撤廃が決議され、半世紀以上にわたる平等への悲願はようやく実った →①法階は尼上座、尼座元、尼和上、尼大和上となる、②尼安居は廃止され、結成は法地でないとできないから、准法地の場合は寺格を昇等させること、③転衣、端世ができる。、④特別尼僧堂を開設する(No.15)				
				1971	大鹿実秋「大智度論の女性観」(No.19)にて『大智度論』には男尊女卑の思想が散りばめられており、ブッダは女性を「男性を誘惑し修行を妨げる者」であるとも捉えていたとした		
1971	印度日本寺落慶 伝教大師一千五十年大遠忌大法要執行	1971	尼僧の有髪問題がマスコミをにぎわせていることを取り上げ「おたより」58号で「現代尼僧の在り方」として有髪問題の特集(No.15) 天台宗寺院婦人連合会発足(No.2)				
		1971 3月	尼寺霊場会(当時は尼寺三十六か所)が発足。				

			寂光院や香雪院、中宮寺門跡など36の尼寺が霊場となる				
1972	沖縄、日本に返還	1972	『仏教婦人ハンドブック』刊行(真宗大谷派)				
1975	国連は1975年を国際婦人年と定め、「平等・開発・平和」をテーマとして第1回世界女性会議をメキシコ・シティで開催(No.63:141) 昭和天皇皇后両陛下比叡山行幸啓			1975	香川孝雄「仏教の女性観」(No.23)著す 初期大乘経典のなかにも女性を肯定しようとする動きはみられるが、「法然は(文化や社会通念上の経典への影響を克服して)男女平等を主張した。それも変成男子、転女成男という中途半端な説ではなくて、徹底した男女平等論であるところに特色がある。このいみで釈尊以来の大理想は、わが鎌倉時代に至って、初めて実現されたというべきである」と指摘(No.23:547)		
1978	新東京国際空港(成田)開港						
1980	東大寺大佛殿昭和大修落慶 天台宗宗務庁新庁舎落成 天台宗典編纂所発足			1980	岩本裕、『仏教と女性』出版し、大乘仏典に見られる女性観として変成男子をとりあげ、『大乘仏典で明確に女性観を述べるものは『法華経』における女人五障説のみであり、それと同じ説が『中阿含経』および『五分律』にあり、しかも五障(あるいは五礙)のなかで四者がヒンドゥー教の所産であることを考えると、大乘仏教の女性観の背景には大きくヒンドゥー社会の女性観があり、仏教徒はそれを意識してかしないか、いずれにせよ、本来は大乘仏教の中心思想ではない変成男子説でヒンドゥー社会からの攻撃を避け、その矛先をかわしたと考えられる』(No.12:82)と述べた		
1980年代	「1970年代の第二派フェミニズムの影響は日本の宗教にも及び、1980年代になると宗教界における女性のあり方を問題化しはじめた」(No.61:407)						
						1983	疋田精俊「明治仏教の世俗化論—中里日勝の寺族形成—」を著し明治期に寺庭の形成を促進した日蓮宗の中里日勝師の著作を引用して解説した(No.5)
1984	弘法大師千五十年大遠忌法要	1984	・研究会・日本の女性と仏教が発足(No.65:42) ・8月、研究会：日本の女性と仏教第1回セミナー開催				
1985	女性差別撤廃条約に批准、男女雇用均等法の制定 ハワイ仏教開教百年記念	1985	60年度理事・評議会を開催し男僧尼僧の差別をなくすよう意見が出され、以下の要望が宗務総長に提出された(曹洞宗) 男僧尼僧の差別を無くすこと イ、行持規範における差別 ロ、回向上における差別 ハ、各地方における差別ある取り扱い(No.15)				

		1986	・12月、真宗大谷派における「女性差別を考えるおんなたちの会」が発足し、仏教界内部からのフェミニズム運動の先駆けとなった(No.61:407) ・曹洞宗「法階の「尼」の字がなくなり男僧尼僧の平等の道が開かれた」(No.15:366)				
1988	ハワイ開教十五周年式典			1988	林行夫「タイ仏教における女性の宗教的位相についての一考察」(No.56)掲載		
1988	4月21日、中島湛海、天台宗において女性初日大僧正に補任される						
				1989	定方晟「仏教における階級観と女性観」(No.39)掲載		
1989	昭和天皇崩御 中国天台山に写経塔建立(No.1)			1989	大隅和雄・西口順子編「シリーズ女性と仏教1. 尼と尼寺」(No.19)が出版され、勝浦令子、竺沙雅章、御子紫大介、白井優子、大江篤、土谷恵、牛山佳幸らが女性と仏教のテーマで執筆		
				1989	白井優子は奈良から平安にかけて仏教が男性中心に変化していく様子を詳細に検討した→当初は僧尼と並称されたが国分寺尼寺が衰退し、山岳修行を課す真言・天台宗が展開すると女性の修行の場がなくなり、女性の仏教信仰は檀越など施主となることで深められることが一般化したという(No.40) →また「9世紀ごろの修行僧の禁止事項として女性が挙げられているが、尼の規定がないことが大きな問題だ」(No.40:112)と指摘している		
1990	第1回世界平和祈願比叡山大護摩供奉修(No.1)	1990	『若婦人の集い・手引き』、『仏教婦人勸行聖典』刊行(真宗大谷派)	1990	・大越愛子らが「フェミニズムによる仏教教義や教団の見直しの最初の試みである」『性差別する仏教』を著す(No.61:407) ・日本仏教学会によって仏教と女性をテーマにしたシンポジウムが1990年10月6日に開催 →日本において仏教と女性をテーマとした初めての学会であるという(No.33:238)		
						1990	リタ・グロスは八敬法について「比丘尼のすべてを比丘の下位に置く八斉戒は、律(vinaya)の一部として尊重するべきではあっても、廃止されなければならず、仏教文化全体に固有の、教育・経済保障・権限などの水準に関する比丘と比丘尼との恐るべき不平等は、即刻廃止されなければならない」と指摘(No.68:66)
1991	天台宗は湾岸戦争即時停戦を求め、「天台宗アピール」を発表(宗報告示第84号)			1991	・中野優信(優子)「仏教と女性学に関する覚書―「女性仏教学」の可能性について―」著す →「五障や血縁などからの女性忌避や家長制敵道徳観が仏教における否定的女性観の一因となってきた」(No.48:343) →女性学と仏教の接点を見つめようとしてきたものの成果	1991	仏教経典を研究する梶山雄一は「フェミニズムは近代の政治、経済に関わることで、超歴史的、出世間的な仏教の本質にはなく、その世俗的現象面のみ関わる」(No.25:231)と指摘

					は得られず、「仏教学の体系的な知識や情報と女性学を駆使するならば、女性学的立場を包含した女性仏教学とでもいべき学問領域を設定できるかもしれない」(No.48:347)と結んだ ・渡辺宝陽、「日蓮上人と女性信徒」(No.69)を著し、日蓮と女性の信徒たちの関係性から日蓮の肯定的な女性観を示した	
1993	万博エキスポランドにて「比叡山と高野山展」開催					
1994	比叡山延暦寺、世界文化遺産に登録			1994	「日本仏教にも、インド、中国の五障説、三従説、変成男子思想はそのまま伝承され、女性差別の根拠となっており、その根本に介在している日本古来の種々の浄不浄観と山岳信仰が結びついて、女人禁制のが発生した」(No.50:371)	
1995	・阪神淡路大震災 ・第4回世界女性会議(=北京会議)開催 ・一般公募僧侶養成機関「叡山学寮」に第1期生として5名が入寮					
					1995	中野優子「曹洞宗における世襲制と僧侶の婚姻—女性学的視座による考察—」(No.47)著す →「男性僧侶中心の宗門において、「寺族」や尼僧に関する問題は、これまで個人的な問題、女性の側の問題としてしか意識されてこなかったが、これらの問題は男性僧侶による婚姻と世襲制の進展によって生じてきたのであり、主因が日本仏教界を永く支配してきた男性僧侶の意識にあるということを、我が国の僧侶、特に男性僧侶は深く認識しなければならぬ」(No.47:647) →「曹洞宗では制度上の差別はなくなったが実際の格差は是正されておらず、さらに男性僧侶の身内である寺族は制度が整えられたのに対し、もともと少数派の尼僧は宗門から放置され、さらに平等の理念を取り間違えた「尼」の文字の排除によりその存在は一層希薄になっている」(pp.648-647)
				1996	牛山佳幸、女人禁制を論考(No.9) →女人禁制の発生理由は「1、血の穢れに対する不浄観、2、仏教の戒律(不淫戒)、3、仏典に見える女性蔑視思想、4日本民族に本質的に根差すもの」(No.9:75)のおよそ4つに分けることができる →日本ではもともとは僧寺と尼寺の区別がなされており、僧寺は女人禁制であり、尼寺は男子禁制であったが、尼寺が衰退し、僧寺が残った結果、女人禁制が維持された経緯があり、女人禁制は仏教の戒律に由来するとする説が有力だとしている	
				1999	鶴岡瑛「『妙法蓮華経』のサンسكريット版では、龍女が男性に変わったとはかかれておらず、女人は垢穢にして	

					法器にあらず)の文言もなく、後に漢訳の段階で挿入された」とし、日本に伝わった『妙法蓮華経』と漢訳前の経典との違いを指摘(No.46)		
1997	男女雇用機会均等法改正 「90年代に入ると均等法の実効性に疑問がもたれるようになり法改正が行われた」(No.4:329)	1997	女性と仏教・関東ネットワーク発足	1997	大越愛子は変成男子について「『変成男子』において問題なのは、女性が男性になることで救済されるということではなくて、それによってむしろ女性であることを否定的にとらえる見方が、正当化されてしまうことなのである」とし、その解釈よりも女性観に与えた影響のほうに問題があると指摘した(No.18:88)		
				1999	渡辺典子は真宗本願寺派の女性僧侶の誕生について、1999年ごろには女性僧侶の活躍を実感しているといい、12年前までとは様子が異なっていると指摘した		
				1999	源淳子、変成男子について「女性の成仏の可能性を提示したものであるが、男性の性への一元化を意味している点では、明らかに男性中心であり、女性性が否定されて女性抑圧的である。しかも、この『変成男子』は、女性排除を決定づけるとともに、女性に女性であることを厭わせた点で問題は大きい。」と指摘した(No.60)		
				1999	菅原征子「仏教は伝来当初からすでに五障や変成男子の説などの女性差別を内包していたが、女性差別が希薄な日本の古代社会の中でそれらは表面化しなかった」(No.41:101)ため、古代の日本の女性観から伝来当初は仏教の女性否定的側面は注目されていなかったという		
				1999	佐々木閑『出家とは何か』を著し、八敬法の具体的な内容や仏教と女性のテーマ、主に経典面の女性差別に言及した(No.38)		
2000	・「大峯山で女人禁制について、その是非を問う大きな論争が起こる」(No.11:37) ・21世紀の宗団づくりを目指す機能機関、総合研究センターが発足す(No.2)						
2001	浄土真宗興正派が法規改正を行い、女性が門主として任命されることが可能になった			2001	平雅之「仏教の女性差別は飛鳥・奈良時代には日本社会に受容されなかったが、平安中期以降、家父長制の形成とケガレ観の展開のなかで受容され、やがてその差別はより露骨で醜悪なものとし、差別的救済論が繰り返し語られた。その影響は、室町・戦国・近世と時代が進むにつれて、ますます深刻なものとなっていった」(No.44:91)とまとめた		

				2001	平雅之「女人結界は女人不浄観と密接不可分である。女人不浄観によって支えられているからこそ、不浄な存在(女性)が結界を犯せば守護神が怒って天変・怪異を引き起こして、不浄の侵入を阻止しようとしたと考えられる。僧侶の破戒が一般化するなかで女人結界が拡大していった12世紀、遅くともこの時期には、女人結界は女人不浄観を基盤とするものに变质したとみていいだろう。これは古代から中世への転換期に日本社会が生み出した独自の歴史的成物である。」(No.44:72)とし、女人禁制は仏教の戒律によるものだとする説をとりつつ、遅くとも12世紀ごろには女人禁制は浄不浄観によって成り立っていたと指摘した。		
				2001	牛山佳之「女人禁制(女人結界)は従来の説では平安時代以降、主として触穢思想(とくに血の穢れ)の影響によって始まったとする見解が主流であったが、実は女人禁制はもともと仏教の戒律(不淫戒)に由来するもので、出家者の性行為を未然に防ぐために、僧寺では女人禁制を、尼寺では男子禁制を遵守させたことに起因したのである」とし、「奈良時代における女人禁制が、律令法(僧尼令)によって仏教界全体に一律に規定されていたのに対して、平安時代に入ると、以上のように特定の教団、さらには個別寺院(僧寺)のみに適用される、女人禁制条項を含む法制が出現してくる。」とした。(No.15:11)		
						2002	熊本英人、明治以降の出家主義の男女差を指摘(No.33)
				2002	鈴木正崇「比叡山などの山岳寺院を擁する聖地は、一定の領域や施設を女人禁制とし、特定の儀礼への参加を許さず、奈良の東大寺大仏殿や、薬師寺や法隆寺などの諸大寺の金堂も女性の立ち入りを認めなかった」(No.43:2)と述べ、「男性でも一年中いつでも山に登れたわけではなく、登拝時間が決まっていて、山開きから山閉めまでの間のみ登ることを許されたのであり、しかも事前の厳格な精進潔斎が必要とされ、山岳への立ち入りは女性だけでなく男性も規制され、女性には空間の制限、男性には時間の制限として表出したことを忘れてはならない」(No.43:4)と述べた。		
				2003	勝浦令子『日本史リブレット16 古代・中世の女性と仏教』を著し、古代・中世の仏教と女性に焦点を当てて女性の仏教における信仰の変遷をまとめた		
						2004	東海・関東ネットワーク編『ジェンダーイコールな仏教を目指して』出版
				2004	田上太秀、八敬法について「女性修行者の誕生によって、従来、男性だけの教団では考えられない事件が起こることを予想して、女性修行者に対する八つの条件が課せられたと文献は伝える」(No.45:103)と述べた	2004	飯島恵道「1、(宗門内に限らず)僧侶の集会があるときは、必ずお茶当番をすること(故意にお茶くみを避けていると男性僧侶からお茶の要求をされる)2、(宗門内に限らず)僧侶の集会があるときは、たとえ自分よりも法臘が低い僧侶であっても、彼よりも上座に坐ってはならない(故に尼僧は常に下座に固まって坐ることになる)。当然、私の師匠が私に教え込んだものである故、彼女の思い込みが大きく反映していることは言うまでもないが、私の師匠のように考えている尼僧は多いのではないだろうか」(No.7:27)と現代の仏教教団内のジェンダー問題にふれた
						2006	宇都宮恵禎「男女共同参画」準備段階「曹洞宗寺族相談窓口」を訪問して」にて宗での寺族に対する考え方や曹洞宗の女性僧侶の歴史をまとめた(No.16)

						2006	窪田和美「真宗寺院における住職と坊守の役割—第8回宗勢基本調査からみる坊守の多面的活動—」にて真宗僧侶の妻のはたらきを示した
				2007	伊藤美妙「仏教における女性観の変遷」にて日本初の僧侶が女性であったこと、そして仏教が男性中心に至るまでを論考、特に「血盆経」に注目した(No.10)		
				2007	川並宏子「日本仏教では平安時代以降、「三従」「五障」が一組になった罪業観、女身を不完全として男身に変身することで成仏を求めた「変成男子」の思想、また、儒教的な男尊女卑や日本古来の神祇で女性を低く見る考え方の影響から、独自の差別感が生まれた」とし、仏教そのものだけでなくほかの宗教も女性の捉え方に影響したことを指摘(No.28:30)		
				2007	伊藤唯眞『浄土宗人権教育シリーズ3 仏教における女性観』を著し、法然ら鎌倉仏教宗祖たちの女人五障説・変成男子・女人禁制など女性差別の否定をまとめた(No.11)		
						2009	影山教俊「明治時代の歴史年表から読み取る日本の仏教文化の変化について—日蓮宗にみる教団から宗団への過程について—」を著し、仏教教団がいかに世俗化(妻帯や葬式仏教という言葉に見られるような法義の単純化)したか論考(No.24)
						2011	・中村生雄『肉食妻帯考』・金子昭「厳しい現状に直面する伝統仏教寺院」にて少子高齢化に伴う寺院の問題にはじめて言及(No.28)・三好和美「寺庭婦人の現状、そして未来」・女性と仏教東海・関東ネットワーク『新・仏教徒ジェンダー—女性たちの挑戦』
				2012	吉野瑞恵「平安時代における女性の罪をめぐる言説の流布と受容—願文を起点として—」		
				2013	三輪は法は変成男子について「変成男子」については仏教が成立したインド文化圏の社会的背景・慣習を考慮する必要がある」と指摘		
				2013	矢野治世美「浄土真宗の「尼講」について」(No.65)		
						2014	モニカ・シュリンプフ(Monika Schrimpf)は各宗派の僧階補任規定を明らかにし、また教団のや現状から女性僧侶の不当な立場の改善が必要であると指摘(No.64)

		2015	第15回世界仏教婦人会 大会をカルガリーにて 開催(真宗大谷派)			2015	鶴飼秀徳、著書で継承者不足 に直面する寺院をとりあげた (No.13)
						2015	名和清隆「地域変動と仏教寺 院一特に「過疎化」による寺 院への影響」掲載(No.49)
				2016	白景皓『法華経』の变成男子 について、「[变成男子]は、 物語としては、龍女が菩薩た ることを疑う者たちに「証 明」するための装置、すなわ ち巧みな方便として設定され ていることは明らかである」 (No.55:30)とし、サンスク リット原典によって仏教の女 性差別を指摘される部分を 再解釈できる可能性を示した	2016	櫻井義秀・川又俊則『人口減 少と寺院—ソーシャル・キャ ピタルの視座から』を出版 書籍には継承者不足に直面す る寺院についてや寺院の妻の 働きについてなど収録されて いる
				2016	小林奈央子「ロマン化されたイ メージに抗う、日本における 霊山と女性修行者」にて女人禁 制と女性修行者について言及		
				2017	・ 佛敎史学会『佛敎史研究ハ ンドブック』を出版しコラム として「女性と佛敎」の項が 設けられる ・ 金英順、朝鮮における女性 の佛敎修行者への差別を明ら かにする(No.29) ・ 阿部龍一、平家女性の佛敎 信仰についてまとめた(No.6)		
		2017	真宗興正派門主の後継 者にあたる「嗣法」に 初めて女性(真慶(しん ぎょう))が就任	2017	勝浦令子「大乘仏教では本来 男女の固定した相がない「空」 に思想から、男女の別なく救 済されることを強調する。そし て「五障」「女人垢穢」は大 乗仏教からは否定すべき「小 乗」的女性観であり、「变成 男子」はその過渡的形態であっ た」(No.27:199)とし五障は 部派仏教にも大乘仏教にもみ られるが、变成男子は大乘仏 教に独自の考え方であり、大 乗仏教が女性差別を否定しよ うとした結果であると述べた。		
						2018	丹羽宣子「日蓮宗に見られる 女性僧侶の多様性」にて日蓮 宗の女性僧侶の教師補任や修 行について詳細にまとめた (No.53)
						2019	マーク・ロウは宗派を超えた 女性僧侶へのインタビュー調 査から、今後の女性僧侶や仏 教と女性に関する研究にはイ ンタビュー調査が有効であると 指摘(No.58:171)
						2019	丹羽宣子は日蓮宗の女性僧侶 へのインタビュー調査をもとに ジェンダー問題に言及(No.54)
				2019	菅原征子『近世の女性と仏 教』にて見えにくい女性僧侶 の存在を石碑や過去帳の調 査から探った		

表3-1 尼僧史

紀元前5世紀ごろ	マハー・バジャーパティの出家、同時に八敬法の誕生、比丘尼教団の成立
4世紀中ごろ	中国初の尼僧、淨檢尼の誕生(晋)(No.3)
406	鳩摩羅什が『法華経』を訳出し『妙法蓮華経』が完成(後秦)(No.3) 「釈迦時代は女性の特性による区別や、また持ち物とか比丘に対する作法とかの間に区別はあったが、中国に伝わって『法華経』あるいは『大阿彌陀経』等になると「男性のみが救われ、仏になれるのは男性のみ」という女性差別の視点が入り込んだ」(No.11:27)
584	・日本で初めての出家者、司馬達等の娘嶋(善信尼)の誕生 →日本で初めて出家したのは3人の女性(No.26:7) 「仏教伝来以前の倭国の社会はシャーマニズムが信仰され女性が活躍していたので、日本伝来直後の仏教の指導者はファミリーシャーマンの要素を受け継いでいた」(No.10:298)
588	「(善信尼)らは正式な受戒をした比丘尼になるために学問尼として百済に留学し、正式な戒律を受け、その後多くの尼の指導者となった」(No.26:7) ・日本古代の女性僧侶は、「量的にも尼の数は多く、『日本書紀』によれば推古32(624)年の僧尼の調査によると、寺が46、僧が816人、尼が569人、計1385人だったと記されている」(No.44:58) →平雅之は信憑性が高い記録とし、「尼の割合は全体の41%、つまり四割あまりを占めていたことになり、驚くべき数字である」(No.44:58)としている
645	仏教興隆の詔により僧侶と寺院の制度が整う(No.3)
717	「女性僧侶に対して寺院定住の詔が出されるなど、女性僧侶に対して男性僧侶とは異なる制度が設けられ、女性僧侶の地位は低下していった」(No.10:300)
745、748 749、752	「天平17年(745)には3,800人、天平20年(748)には僧尼各1,000人、天平感宝元年(749)には1,000人、天平勝宝4年(752)には1,000人の度者が知られる」(No.9:551)
752	4月大仏開眼供養会・東大寺大仏開眼法要が男性僧侶の出仕でのみ執行され、ここから女性僧侶の活躍の場が狭まっていった(No.26:36)・「女性僧侶と男性僧侶は対等な関係だったと考えられているが、奈良時代の東大寺大仏殿の法要あたりから、徐々に国家的な法要に女性僧侶が出席しなくなるなど、表舞台から女性僧侶の排除が進んだ」(No.10:300)
765	出家受戒済だった元孝謙天皇が尼天皇として即位し称徳天皇となる(No.26:20)
8世紀末	「8世紀末から9世紀以降になると次第に尼の公的な役割は低下していった」(No.26:26) →「光仁天皇や桓武天皇は、称徳天皇と道鏡の時代の政策を次々に払拭していき、また桓武天皇は、8世紀の時代には独自の基盤を持っていた皇后の地位を制限し、宮廷における女性の役割を縮小させ、仏教制度でも男性の僧を主とする政策を推し進めていった」No.26:26)
788	桓武天皇、僧位の俗位相当を定める(僧侶を官人に位置付けた)(No.52:376)
822	6月10日大乘戒壇建立の允許官符が下る 「慈覚大師円仁と淳和皇后内親王は天台宗の大乘戒壇と同等の尼戒壇を円仁の指導の下に設立しようとした」(No.40:115) →その結末は不明 「出家在家の区別を強調したというのが本当であれば、山岳修行の段階で欠落する尼に対して、教団中枢に参画するような尼の養成であるといえる尼戒壇設立の可能性は低いとみななければならない」(No.40:116)
880	「(称徳天皇により西大寺と共に建立された)西隆尼寺が西大寺の僧の衣を洗う洗濯場として位置づけられる」(No.26:32)
883	「『五障』は女性が男性よりも罪深いという考えで、元慶7年(883年)に初めて史料に登場して10・11世紀にはほぼ定着している。(略)仏教的な女性差別は9世紀後半に登場して10・11世紀に貴族社会に定着した、と結論できる」(No.42)
9世紀	延暦寺での女人禁制が確認できる(No.42) 延暦寺・金剛峯寺・神護寺・海印三昧寺・安祥寺・元慶寺・禅林寺は「龍山修行には具体的に女性排除の条項が記してある」(No.38:111) 「9世紀ごろの修行僧の禁止事項として女性が挙げられているが、尼の規定がないことが大きな問題だ」(No.38:112)
9世紀後半	「9世紀後半ごろ『龍女成仏経』がみられるようになり、変成男子が知られだす」(No.25:24)
1245年前後	「観尊によって1180年に焼き討ちされた法華寺が再建され、尼の受戒場たる尼戒壇も設けられた」(中村元 1989:389、岩波辞典内)→観尊は「男女とはぬ救済のため、光明真言会を盛んに行い、11世紀半ばから光明真言を誦持した女性五障を克服できるという説を成立させた」(No.25:60)
1245	尼僧信如、奈良県に正法尼寺を開創
1265	日蓮『女人成仏抄』を著し「女人不成仏を明確に否定した」(No.33:112)
1274	尼僧信如が中宮寺を再興、信如、長く行方不明であった「天寿国繡帳」を法隆寺宝蔵内で発見(辞典より)
1872	4月「僧侶の肉食妻帯勝手たるべし」との太政官布告が出される 3月27日寺社仏閣の女人禁制が解除 →「これらの太政官布告はそれまで僧尼令にあった禁止事項を削除したに過ぎず、必ずしも仏教の世俗化を促す目的ではなかった」(No.23:268) 4月8日延暦寺の女人結界を解除(天台座主記 第三編:865)

1873	女性僧侶に対し蓄髪、肉食、縁付(婚姻)を許可 「明治5、6年の太政官布告によって、男性僧侶は在家化し、女性僧侶は出家主義を維持したという結果は、仏教の教義のみによって説明できる問題ではない」(No.32:75)とし、男性僧侶と女性僧侶の出家生活には相違があることを指摘している
1874	3月創刊の『明六雑誌』を中心に福沢諭吉、森有礼らが西欧の男女同権思想を紹介(No.21:695)
1877頃	中島良湛、香雪院を尼院として復興し、中島秀湛、中島湛海が継承(No.2)
1901	五次曹洞宗宗議会において「尼僧学林設置案」を可決(No.16) →僧侶の学問の場であった学林は明治政府の神道国教化政策に伴い閉鎖に追い込まれたものが多かったという(No.23)が、曹洞宗では女性僧侶のみの学林の設置案が可決され、富山・新潟等に尼僧学林が設置された(No.16)
1903	幸徳秋水、「社会主義と婦人」を『万朝報』に掲載し、社会主義やマルクス主義に基づくフェミニズムを日本に導入(No.21:696)
1919	浄土宗寺族規定制定(No.45:646)
1920	浄土真宗本願寺による女子教育機関(現京都女子大学)が創立
1924	市川房枝ら婦人参政権獲得期成同盟会を結成
1925	・駒大へ初めて尼僧の聴講が許可される(No.16) ・第一回全国尼衆大会を総持寺で開催(No.16) ・中島湛海、香雪院住職中島秀湛を師僧に、毘沙門堂門跡僧正奥田公昭を戒師として得度出家(延暦寺にて確認済み)
1929	宗制において「尼教師分限称号例」を發布し、尼僧の教師資格を確認(No.16)
1931	西本願寺において最初の女性僧侶の得度式が行われ、23名の女性僧侶が誕生(曹洞宗)(No.70:119)
1936	京都・妙説庵内に尼僧堂を創立(No.16)
1940	中島湛海、天台宗京都教区香雪院住職に就任(No.2)
1946	・日本国憲法公布曹洞宗東京宗務院内に尼僧団本部事務局を新設(No.16) →全国代表が登壇し、終戦による新宗制制定を控えた特別宗会に「尼僧の法階や教師分限を男僧と平等にすべきこと」その他請願書を提出 →宗議会で請願書が満場一致で可決され、新宗制では嗣法(師僧から伝授)が許され教師資格が男女とも同格同名となり、尼師僧が認められ、尼安居が許され、選挙権が附与されることになった(No.16)
1948	・駒大が共学になり4名の尼僧が正式に学部に入學(No.16) ・御詠歌の組織として総本山に叡山講福聚教会を設立(No.1)
1951	仏教婦人会総連盟第1回全国総会を結成
1951	10月5日、中島湛海、天台宗で女性初の登壇受戒を受ける(No.2)
1952	曹洞宗新宗制公布。尼僧の弟子への得度と伝法が許され、男僧・尼僧の差別が撤廃される(No.16)
1961	第1回世界仏教婦人会大会にて世界仏教婦人会連盟結成を宣言

Changes in the study of women in Buddhism

—Focus shifted from gender discrimination in sutra to gender discriminations in practice—

ARAI Mitsuki

〈Abstract〉

Buddhism, which has developed in its own unique way since its arrival, is deeply embedded in Japanese culture and daily living. In addition to the teaching and history of Buddhism, a wide range of research exists concerning the social functions of temples and monks. However, research on the study of Buddhism from a gender perspective is new. This paper sheds light on the changes in Buddhism and women since the 1970s second-wave feminism, and examines the history of women in Buddhism, which is not represented in literature reviews, based on existing literature and documents.

Prior research on Buddhism and women was active from the 1970s to the 2000s, when the focus shifted from gender discrimination in sutras such as the “Five Obstacles Theory” and the “Eight Respectful Laws” to gender discrimination in practice, such as the role of female monks and monks’ wives. Qualitative interviews are considered to be an effective way to study gender discrimination in practice.

Although others have identified gender discrimination in Buddhism, women have been actively involved since the inception of Buddhism in Japan. Despite the period when the presence of female monks were rare, female monks are now expected to serve at the forefront of their sects such as female monks being appointed as deputy chief priests and chief religious officers.

Since Buddhism has a long history and Japanese Buddhism has different systems and doctrine Buddhism has a long history and the systems and teachings of Japanese Buddhism differ from sect to sect. However, there is room for research on women in Buddhism to examine gender discrimination in Buddhist practice, rather than focusing only on discrimination in sutras.

Key words : Buddhism and gender, traditional Buddhism, women monks, history of nuns